

◎新潟県告示第718号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年6月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月4日（月）	午前10時から正午まで	新発田市紫雲寺支所	新発田市全域
7月5日（火）	午後1時から3時30分まで	サン・ワークしばた	
7月6日（水）			
7月7日（木）		新発田市加治川支所	
7月8日（金）		新発田市菅谷コミュニティセンター	
7月11日（月）		新発田市豊浦地区公民館	
7月12日（火）		新発田市生涯学習センター	
7月13日（水）			
7月14日（木）			
7月15日（金）			
7月19日（火）			
7月20日（水）			
7月21日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会